

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 3 4 号
件 名	アフリカ・ソマリア沖への自衛艦派遣に反対する意見書の提出について
紹 介 議 員	風間ルミ子
要 旨	<p>政府は「海賊対策」を口実に、ソマリア沖への海上自衛隊派兵を強行しようとしています。自衛隊法の海上警備行動を極限まで拡大解釈して派兵するとともに、「海賊新法」制定も検討されています。そこでは、武器使用の拡大や集団自衛権の行使が検討対象に挙げられ、「憲法第9条のもとではできない」と言ってきた行為に踏み込むと伝えられています。海賊対策の名で「海外で戦争ができる国」への解釈改憲と言わなければなりません。</p> <p>海賊事件は国際犯罪であり、それを取り締まるのは警察の仕事です。マラッカ海峡などアジアでの海賊対策では、海上保安庁が周辺諸国に警備技術を指導し、最新の巡視艇3隻の供与などの財政支援で大きな成果を上げています。国際海事機関はことし1月、「ソマリア周辺海域海賊対策地域会合」を開き、軍隊ではなく周辺国の地域協力による海賊対策の「行動指針」を採択しました。</p> <p>今日本がすべきは、海上保安庁による周辺諸国の警備能力向上に対する技術的、財政的な支援です。海上保安庁は、海賊対策は「能力的には不可能ではない」と説明しています。しゃにむに自衛艦派遣を急ぐことは、海賊対策を口実とした「派兵ありき」の態度と言わざるを得ません。政治的、外交的な努力こそ、憲法第9条を持つ日本政府の国際貢献の道です。</p> <p>つきましては、貴議会において下記の事項について意見書を国に提出してくださるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	平成21年 2月26日   総務常任委員会
受 理	平成21年 2月17日 第149号

請願第 34 号

	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 アフリカ・ソマリア沖への自衛艦派遣を行わないこと。</p>
--	---